府令

○内閣府令第二十五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日　内閣総理大臣　鳩山由紀夫

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「並びに郵政事業」を「、郵政事業」に改め、「作成業務等の事務の処理を掌理するもの」の下に「並びに拉致問題に係る総合的な対策を機動的に推進するための本部及び関係府省の連絡会議の事務を掌理するもの」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十八条の五の規定に基づき、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、環境省

第百五十五条に次の一項を加える。

2　共済事業を行う組合が、人の死亡に関し、一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を収受する共済契約であって、被共済者が十五歳未満であるもの又は被共済者本人の同意がないもの（いずれも不正な利用のおそれが少ないと認められるものを除く。以下この項において「死亡共済契約」という。）の締結を行う場合には、前項の内部規則等に、死亡共済契約の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するための共済金額の制限その他共済契約の締結に関する定めを設けなければならない。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○厚生労働省令第六十七号

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第十三条第一項第二号及び第二項、第十六条第一項及び第二項、第十七条第一項第二号、第四号及び第七号、第十八条第一項、第十九条第一項並びに第二十条並びに第十三条第四項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条第二項において準用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の四第五項及び第六項、第百条の六第三項、第百条の七第二項並びに第百条の十一第四項並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）第六条第四号、第七条第二項、第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十二年四月二十八日　厚生労働大臣　長妻　昭

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則

（法第十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第一条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下「法」という。）第十三条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百三十八条の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

二　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

三　国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

四　国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

五　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求

六　国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予

七　国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し

八　国税通則法第六十三条の規定の例による免除

（厚生労働大臣に対して通知する事項）

第二条　法第十三条第二項の規定により、日本年金機構（以下「機構」という。）が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一　厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容

二　厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由

三　その他必要な事項

（法第十三条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三条　法第十三条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　厚生労働大臣が法第十三条第二項に規定する滞納処分等（以下「滞納処分等」という。）を行うこととなる旨

二　機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日

三　機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（以下「年金事務所」という。）の名称